

公立大学法人横浜市立大学医学部麻薬取扱細則

この細則は、公立大学法人横浜市立大学医学部（以下「本学部」という。）における麻薬の管理並びに施用の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

（麻薬取扱者）

第1条 麻薬研究者は、神奈川県知事の免許を受けて、学術研究のため麻薬を製造し、又は麻薬を使用する者をいう。

（免許）

第2条 次の各号に定めるところにより適正に取り扱う。

1 免許事務取扱

麻薬研究者の免許関係事務は、医学教育推進課で取扱う。なお、免許申請等に関しては、年間を通じ隨時受け付け、直ちに所定の手続きを行う。

2 新規申請

新規に免許を取得する場合は、必要書類を医学教育推進課に提出する。

3 免許の有効期間

免許の有効期間は、免許が交付された日から翌々年の12月31日までとする。なお、引き続き免許を要する場合は、期間満了の年に継続申請を行う。

4 継続申請

継続申請に関しては、医学教育推進課より該当者に通知し、併せて継続申請書を送付する。通知を受けた該当者で、引き続き免許を要する場合は、速やかに必要書類を医学教育推進課に提出する。

5 免許証記載事項変更及び業務廃止

免許証の記載事項に変更を生じた場合は、免許証記載事項変更届を、免許の有効期間中に業務を廃止する場合は、麻薬研究者業務廃止届を、速やかに医学教育推進課に届け出る。医学教育推進課は15日以内に免許証を添えて神奈川県薬務課に届け出る。

6 免許証の保管

免許証は各人で保管し、写しを医学教育推進課で一括保管する。

7 免許証の返納

有効期間満了による免許証の返納は、医学教育推進課で一括し、15日以内に神奈川県薬務課に返納する。

（麻薬の廃棄）

第3条 麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名及び数量を医学教育推進課に届け出る。

医学教育推進課は、麻薬廃棄届とともに神奈川県薬務課に届け出る。

（その他麻薬取扱い上の禁止行為）

第4条 次の号に定めることは禁止とする。

- 1 麻薬研究者でない者の麻薬の使用
- 2 研究以外の目的の麻薬の使用
- 3 麻薬研究者間の麻薬の貸借

- 4 麻薬注射薬施用後の残余麻薬、または破損等の事故麻薬の勝手な廃棄処分
- 5 本学部麻薬研究者が管理する麻薬以外の麻薬の施用
(その他)

第5条 麻薬研究者は、各教室保管の必要書類（帳簿など）を常に整備し、免許証の更新、記載事項の変更などについて、常に留意すること。

2 この細則に規定のないものは、別途医学部・医学研究科合同運営会議において定めるものとする。

附 則

この細則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

麻薬

者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第号	免許年月日	年月日
変更すべき事項		麻薬業務所（所在地・名称）、住所、氏名、従たる施設（変更・追加・削除）		
変更前	麻薬業務所	所在地		
		名称		
	住所			
	氏名			
従たる施設	所在地			
	名称			
変更後	麻薬業務所	所在地		
		名称	TEL	
	住所			
	氏名			
従たる施設	所在地			
	名称	TEL		
変更の事由及び その年月日				
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。				
年月日				
住所				
氏名				
神奈川県知事殿				

様式2

麻薬研究者免許証返納届（本人用）
業務廃止

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
免許証返納の事由 業務廃止の事由 及び、その年月日	1 年12月31日免許の有効期間が満了したため。 2 年12月31日免許の有効期間が満了したが、継続して免許を受けなかつた。 3 年 月 日免許の取消処分を受けた。 4 年 月 日に業務を廃止。 研究所廃止、転勤、退職、麻薬を使わない、資格そう失、その他()		
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。 業務を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
氏 名 (印)			
神 奈 川 県 知 事 殿			

(注意)

- 1 「この届」は免許証を添えて15日以内に管轄保健所へ2部提出すること。
- 2 並記してある文字のうち不要文字は消すこと。
- 3 免許証返納事由又は業務廃止事由は該当事項を○でかこんで年月日を記入すること。
- 4 麻薬施用者の免許が失効したあと、その施設に麻薬施用者がいなくなるときは、管理していた麻薬は開設者に引き渡すこと。
- 5 麻薬管理者の免許が失効したあと、その施設に
 - (1) 麻薬施用者が2名以上いるときは、適格者に麻薬管理者の免許を申請させ、その者に麻薬を引き継ぐこと。
(この場合は免許申請書とこの届を同時に提出する)
 - (2) 麻薬施用者が1名だけになるときは、その施用者に麻薬を引き継ぐこと。
 - (3) 麻薬施用者がいなくなる場合には、麻薬は開設者に引き渡すこと。
- 6 法人にあっては住所は主たる事務所の所在地とし、氏名は法人の名称及び代表者の氏名とすること。(麻薬施用者及び麻薬管理者は該当しない)

様式3

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日	
免許の種類	麻薬 者	氏名		
麻薬業務所 名 称	所在地			
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄の方法				
廃棄の理由				
上記のとおり麻薬を廃棄したいので届け出ます。				
年 月 日				
住 所 法人にあつては、主たる事務所の所在地				
届出義務者続柄				
氏 名 法人にあつては、名称 印				
神奈川県知事 殿				

(注意) 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

様式4

麻薬廃棄届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
免許の種類	麻薬	者	氏名	
麻薬業務所 所在地 名称				
廃棄しようとする麻薬	品名	数量		
廃棄の年月日	年 月 日			
廃棄の場所				
廃棄の方法				
廃棄の理由				
上記のとおり麻薬を廃棄したいので届け出ます。				
年 月 日				
住 所 <small>〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕</small>				
届出義務者続柄				
氏名 <small>〔法人にあっては、名称〕</small>				
印				
神奈川県知事 殿				

(注意) 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。